

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人児童愛護会
長生厚生園
もばらユーカリホーム

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 障害福祉サービス等指定基準における身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 拘束の種類

下記の行為を行うことを身体拘束とみなす。

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないようにY字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進委員会 身体拘束ゼロへの手引）

※また、当施設では他害行為や自傷行為等により当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に手や体を抑え5分以上の行動を制止する行為についても拘束とみなす。

※利用者本人が外すことができる車いすの腰ベルトやミトン、別途のベッドの柵は身体拘束とみなさない。

(3) 緊急やむを得ず身体拘束をする場合について

緊急やむを得ない状況が発生し、利用者本人またはその他の利用者等の生命、身体を保護するために、一時的に必要最低限の身体拘束を行うことがある。身体拘束による心身の損害よりも、拘束しない方のリスクが高い場合で切迫性・非代替性・一時的の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明、同意を得て行う。

- ①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性：身体拘束が一時的なものであること

※ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が残存機能を活かせるよう安定した着座位姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は

「やむを得ない身体拘束等」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため、留意が必要である。

2. 身体拘束等適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。なお「権利擁護委員会」と同時開催できるものとする。

①設置目的

- (ア) 施設内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- (イ) 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- (ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

②身体拘束適正化委員会の構成員

- (ア) 施設長
- (イ) 支援部長（サービス管理責任者）
- (ウ) 係長（サービス管理責任者）
- (エ) 権利擁護委員会

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員、担当支援員、外部の有識者（第三者・専門家）を参加させることができる。

③身体拘束等適正化委員会の開催

必要な状況となった場合、隨時開催する。

原則として3か月1月回開催する。

(2) 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本としそれぞれの果たすべきに責任をもって対応する。

(ア) 施設長

身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者。

(イ) 支援部長（サービス管理責任者）

身体拘束における諸課題等の総括責任者 身体拘束廃止に向けて解決に向けた検討をする。

- ①身体拘束等適正化委員会の統括管理。
- ②支援現場における諸課題の統括管理。
- ③身体拘束等廃止に向けた職員教育。

(ウ) 支援係長（サービス管理責任者）・主任

ケア現場における諸課題の責任者 身体拘束廃止に向けての情報収集、調整を図り解決に向けた体制作り体策を検討する。ご家族との連絡調整や報告。

- ①家族、相談支援専門員との連絡調整。
- ②本人の意向に沿った支援の確立。
- ③チームケアの確立。

(エ) 生活支援員

身体拘束の廃止に向けて対策を検討し直接処遇を行う。課題が発見されたら適切な情報収集の後、支援部長・支援係長（サビ管）、権利擁護委員に報告する。記録の記入。※利用者担当支援員は身体拘束廃止に向けての情報収集、調整を図り解決に向けた具体策を検討する。記録の記入・整備。ご家族との連絡調整や報告。

- ①拘束がもたらす弊害を正確に認識する。

- ②利用者の尊厳を理解する。
- ③利用者の疾病、障害等による行動特性の理解。
- ④利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める。
- ⑤利用者とのコミュニケーションを充分にとる。
- ⑥記録は正確かつ丁寧に記録する。

(才) 看護師

- 医療・看護面からの専門的指導・助言。医師との連携。医療行為への対応。
- 施設における医療行為の範囲の整備。
- ①医療・看護面からの助言。
- ②医師との連絡調整。

(力) 権利擁護委員

- 身体拘束廃止に向けての情報収集、調整を図り解決に向けた体制作り対策を検討する。記録の記入・整備。
- ①施設のハード・ソフト面の改善。
- ②身体拘束廃止に向けた研修の企画。
- ③記録の整備。

3. 身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本指針

身体拘束等をしない支援を提供していくために支援に係る職員全体で共通認識を持ち、拘束をなくすよう取り組む。

- ①マンパワーが足りないことを理由に安易な身体拘束を行っていないか。
- ②事故発生時の法的責任回避のために安易な身体拘束を行っていないか。
- ③転倒時に大けがになるという先入観で安易に身体拘束を行っていないか。

※言葉による拘束（スピーチロック）に配慮した支援を行う。

(1) 日常的支援における留意事項

- 身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。
- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。
- ⑥「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

4. 利用者等に対する当該指針の情報開示及び閲覧に関する基本方針

本指針は利用者や家族等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に常設し、また、ホームページで公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(ア) 利用前

- ①事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録（様式2）を用いて協議する。

②身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し担当支援員が説明を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」（様式1）を以てご家族等に十分な理解と同意を得て署名捺印をお願いする。

③身体拘束の実施にあたっては、職員会議・ケア会議や朝礼等で発表し職員に実施方法等を周知し行う。

(イ) 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す。

(ウ) 身体拘束等の継続と解除

①身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、ケース記録（大項目：権利擁護、中項目：身体拘束）を用いて、身体拘束発生時にその時間、期間、実施方法、利用者の様子、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

②身体拘束等適正化委員会において「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」（様式2）を似て協議し、継続か廃止かの検討を行う。

③身体拘束等継続の場合は引き続き日々の経過観察を行い、ケース記録に記録する。また再度、ご家族等に十分な理解と同意を得て緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書に署名捺印をお願いする。

④身体拘束等解除の場合は担当支援員より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

(エ) 緊急時

①緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する。

②家族への説明は担当支援員が行い、同意を得る。

6. 施設・事業所内で発生した身体拘束等の報告等の方策に関する基本方針

緊急時やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認を行い、身体拘束に関する記録として、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」（様式1）「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」（様式2）については3年間保管する。

7. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

①年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年2回以上開催）の実施。

②新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。

③その他必要な教育・研修の実施。

④上記教育・研修の実施内容については記録を残す。